

通信取引信用取引取扱約款

第 1 条 (約款の趣旨)

本約款は、丸八証券通信取引取扱約款第 4 条第 3 項に基づき、お客様が通信取引を利用して信用取引を行う場合の当社との取決めです。

第 2 条 (法令・諸規則の遵守)

お客様が信用取引口座の開設および信用取引を行う場合は、この約款のほか、「丸八証券通信取引取扱約款」、「金融商品取引法」および金融商品取引所の諸規則を遵守していただくものとします。

第 3 条 (口座開設の基準)

信用取引口座の開設基準は、以下のとおりです。

- ① 年齢 20 歳以上 70 歳未満であること (ただし、70 歳以上 75 歳未満の場合は、別途ご相談させていただきます。)
- ② 株式投資経験が 1 年以上あること (投資経験は自己申告によります。)
- ③ 信用取引についての相応の知識を有し、当社のルールを遵守していただくこと
- ④ 当社より常時連絡がとれること
- ⑤ 第 14 条で規定する委託保証金代用有価証券現金換算額と MRF (マネー・リザーブ・ファンド) および MMF (マネー・マネジメント・ファンド) 残高の合計額が当社に 200 万円以上あること

第 4 条 (口座開設および必要書類)

信用取引口座の開設は、以下に定める必要書類をご提出いただき、当社がその内容を審査し、応諾した場合に開設させていただきます。

2. 必要書類等

- ① 信用取引口座開設申込書兼確認書 (届出印と印鑑証明印の捺印が必要です。)
 - ② 信用取引口座設定約諾書 (届出印の捺印が必要です。)
 - ③ 印鑑証明書 (発行後 3 ヶ月以内の原本)
3. 前項 2 号の約諾書には、お客様ご負担で 4,000 円の収入印紙が必要となります。

第 5 条 (取引の範囲と制限)

取引の範囲と制限は、次の各号の取扱いとさせていただきます。

- ① 東証（含むマザーズ）、大証（含むヘラクレス）、名証（含むセントレックス）およびジャスダックの貸借銘柄ならびに貸借融資銘柄を対象とし、貸借融資銘柄は買建てのみとします。また、取引所等による規制銘柄については取引所等に合わせて取引を制限いたします。
- ② 前号にかかわらずREIT（上場不動産投資信託）は信用取引対象外といたします。
- ③ 株式の減資や併合等で特別に注意が必要となる銘柄については、当社独自注意銘柄として信用取引対象外とすることがあります。
- ④ 建玉の合計金額は2億円を限度とし、未決済建玉と注文中信用新規注文の合計金額が2億円を超えないものとします。
- ⑤ 一注文あたりの約定金額の上限を5,000万円といたします。
- ⑥ 本条⑤および⑨にかかわらず、同一銘柄に偏った状況などで、リスクが極めて大きいと当社が判断した場合には、委託保証金維持率にかかわらず、委託保証金の追加差入れを請求させていただきます。追加差入れをいただけない場合には、建玉の反対売買による決済をしていただきます。
- ⑦ 当社の定める取引の制限を超えて発注した場合でも、当該注文は有効となります。
- ⑧ 市場動向または経済状況の変動により、お客様に通知することなく信用取引の制限を変更することがあります。
- ⑨ 新興市場（マザーズ、ヘラクレスおよびセントレックス）の貸借銘柄とすべての市場の貸借融資銘柄の信用取引については、1銘柄の建玉金額の上限を2,000万円とし、未決済建玉と注文中の信用新規買い注文合計金額が2,000万円を超えないものとします。また、同一銘柄の保有買建玉金額と保有現物株式代用換算額の合計が、同一銘柄を除いた代用有価証券を含む保証金総額を超えないものとします。
- ⑩ 信用新規売りについては、同一銘柄の未約定注文の合計が50単元を超える場合は、価格規制の対応として、市場に発注する際に価格規制違反対象注文として発注いたします。

第6条（委託保証金）

信用取引口座開設と同時にMR F口座は閉鎖させていただき、ご入金いただく資金および有価証券の売却代金、信用取引による益金等は建玉の有無にかかわらず、委託保証金としてお預りいたします。

第 7 条 (委託保証金の差換え)

当社の提示する発注時の現物買付可能金額の範囲内で現物株式等の買付を行った場合でも、その後の相場変動により担保交換（保証金からの精算代金振替）ができないことがあります。その場合は不足額をご入金していただきます。

第 8 条 (不足金)

信用取引の損金により不足金が生じた場合は、受渡日までに当該金額をご入金していただきます。ご入金の確認ができない場合は、お客様の計算により、お預りしている有価証券を当社の任意で処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。それでもなお、不足となる場合は、当該不足金をお客様に請求させていただきます。

第 9 条 (委託保証金維持率と委託保証金)

新規建て注文発注に必要な委託保証金維持率（以下、「維持率」といいます。）は30%、委託保証金は50万円とし、その計算は以下の各号の通りとします。

- ① 維持率算出にあたっての有価証券・建玉の評価は、前営業日の終値または基準値により行い、大引け後は当日の終値または基準値で行います。
- ② 維持率が30%を下回る場合は新規建てを停止いたします。
- ③ 大引け後の値洗い処理において維持率30%を下回った場合および委託保証金が50万円を下回った場合は、「現物取引の買付け繰越注文」および「信用取引の新規繰越注文」については、お客様に通知することなく当社の任意で取消することができるものとします。

第 10 条 (新規建て可能金額)

新規建て注文は「新規建て可能金額」の範囲内で売付および買付が可能です。

2. 前項にかかわらず、建玉の総額と注文中の信用新規注文の合計金額が2億円を超えた場合は新規建てを停止します。

第 11 条 (新規建ての保証金)

前条の新規建て可能金額の範囲を超えて約定した場合は、新規建て約定日の翌々営業日の正午までに委託保証金の不足額の差入れが必要となります。なお、当該期限までに不足額の差入れがない場合、当社はお客様に通知

することなく、建玉およびお預りしている有価証券を当社の任意で処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。それでもなお、不足となる場合は、当該不足金をお客様に請求させていただきます。

第12条（追加保証金）

建玉の評価損の拡大および代用有価証券の値下がりにより、委託保証金維持率が法令で定める最低委託保証金維持率（20%）を下回った場合および委託保証金が法令で定める委託保証金（30万円）を下回った場合には、当該発生日の翌々営業日の正午までに差入れが必要となります。なお、当該期限までに保証金の差入れがない場合、当社はお客様に通知することなく、建玉およびお預りしている有価証券を当社の任意で処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。それでもなお、不足となる場合は、当該不足金をお客様に請求させていただきます。

第13条（返済）

新規建て約定日より6ヵ月目の応当日（応当日がない場合はその月の末日とし、休日の場合は前営業日とします。）が返済期限（以下、「決済期日」といいます。）となりますが、決済期日前営業日までに反対売買または現引・現渡による決済をしていただきます。

- ① 反対売買・・・新規建を行った市場で反対売買を行い、決済すること
 - ② 現引・・・買建玉を決済するときに、買付けた代金を支払い、当該株式を受取ること。
 - ③ 現渡・・・売建玉を決済するときに、保有する株券を渡して、代金を受取ること
2. 決済期日の前営業日までに決済されていない場合は、お客様に通知することなく、当社はおお客様の計算により当該建玉を反対売買または現引・現渡を行うことができるものとします。その際に決済損が発生し、委託保証金現金内で充当できない場合は、決済受渡日までに不足金をご入金していただきます。ご入金の確認ができない場合は、お客様の計算により、お預りしている有価証券を当社の任意で処分し、それを適宜債務の弁済に充当することができるものとします。それでもなお、不足となる場合は、当該不足金をお客様に請求させていただきます。
3. 株式併合等により資本移動が発生する場合、新規建を行ってから6ヶ月以内であってもその銘柄の最終売買日が決済期日となることがあります。

第14条 (代用有価証券)

代用有価証券は、国内に上場している株式・ETF・REIT・転換社債型新株予約権付社債（以下、「転換社債」といいます。）および日経300等など、当社が適格と判断する有価証券のみとさせていただき、単位型および追加型投資信託または国債等は不適格とさせていただきます。

2. 代用有価証券は定められた掛目により現金換算いたします。ただし、金融商品取引所等の取引規制または当社の判断により掛目に変更される場合があります。
3. 建玉の有無にかかわらず、お預りする有価証券は、代用不適格有価証券を除きすべて代用有価証券として取扱いさせていただきます。
4. 株式併合等により売買が一定期間停止された場合は、最終売買日の終値で現金換算します。
5. デフォルトリスクが大きいと当社が判断した有価証券については、お客様に通知することなく、代用不適格に変更することができるものとします。

第15条 (現物買付余力)

株式および転換社債の現物買付注文は、「現物買付可能金額」の範囲内とします。

第16条 (現物日計り売り)

現物の日計り取引を行う場合は、「日計り可能金額」の範囲内で受け付けいたします。

2. 日計り取引を行った有価証券の売却代金は、受渡日の委託保証金より除外されます。
3. 前項により、委託保証金に不足が生じた場合は、当該不足額をお客様に請求させていただきます。

第17条 (出 金)

保証金の出金は、ご登録いただいている金融機関への振込による送金のみとさせていただきます。

2. 保証金の出金は「保証金引出可能金額」の範囲内とし、14時55分（半日営業日は10時55分）までにスタートレードまたはコールセンターにご依頼いただいた場合、翌営業日に当社にご登録いただいているお客様の金融機関口座にご送金いたします。（当日の出金は不可）
3. 保証金引出可能金額は下記A・Bのいずれか小さい金額とします。
 - A) 信用保証金現金

B) 引出余力(第9条に規定する委託保証金維持率および委託保証金を下回らない金額)

4. 現物売却代金および決済益は、精算日に保証金引出可能金額に反映させていただきます。

第18条 (信用建玉の配当落調整金)

買建玉については、当社が受領後、すみやかにお客様の委託保証金に組入れさせていただきます。

2. 売建玉については、当社が配当落調整金を確認した日の翌営業日に配当落調整金を委託保証金現金より差引かせていただきます。なお、委託保証金現金に不足が生じる場合は、不足額をご請求させていただきます。
3. すでに決済が終了した建玉に対しても配当落調整金の授受が発生します。特に売建玉については、配当落調整金をお支払いいただく場合があります。

第19条 (株式分割)

建玉銘柄に株式分割があった場合は、以下の取扱いとなります。

① 分割比率が整数倍の場合

建玉数量および建値が分割比率に応じて調整されます。

② 分割比率が小数点を含む場合

建値が証券金融会社の権利入札により決定された処理価格を差引いて調整されます。

第20条 (上場廃止)

建玉銘柄が上場廃止となる場合、新規建を行ってから6ヶ月以内であってもその銘柄の最終売買日が決済期日となります。

2. 代用有価証券のうち、上場廃止となる銘柄については、金融商品取引所等の定める日より、代用不適格有価証券となるため、委託保証金に不足が生じた場合は、委託保証金の差入れが必要となる場合があります。

第21条 (諸経費)

次の各号を経費とし、建玉決済の精算時にお支払いいただきます。

① 株式等委託手数料

当社が定める委託手数料

② 金利

買建玉の場合は、買付代金に対する金利をお客様が当社にお支払いいただき、売建玉の場合は、売付代金に対する金利を当社がお客様へお支払いいたします。信用取引の金利は、金融情勢や証券金融会社と金

融商品取引業者との貸借金利（証券金融会社が金融商品取引業者に信用取引に関する融資を行う際の金利）の動向等に基づき当社が定める率といたします。

③ 貸株料

売建玉には貸株料が必要となります。貸株料は、金融情勢の変更等により変動いたします。

④ 品貸料（逆日歩）

売建玉には、証券金融会社が定める品貸料（逆日歩）の支払いが必要となる場合があります。

⑤ 管理費

保有建玉には、当社の定める管理費が必要となります。

⑥ 名義書換料（権利処理等手数料）

買建玉には、当社の定める名義書換料が必要となる場合があります。

第22条（概算約定金額）

株式・転換社債の現物の買付注文および信用新規建て注文発注時に、それぞれの概算約定金額を買付可能金額または新規建て可能金額から減算させていただきます。（寄付成行・成行・大引成行での新規注文および指値の新規売り注文に対する余力拘束は制限値幅の上限値で計算させていただき、約定成立後に実際の約定価額で再計算をいたします。

第23条（回答書兼同意書）

回答書兼同意書とは、取引履歴、残高の確認およびお預り代用有価証券を混同担保に使用することの同意をいただく為のものです。

2. 債務（信用建玉）がある場合は、取引残高報告書とともに回答書兼同意書を送付いたしますので、署名・捺印のうえ当社へ差入れていただきます。

第24条（信用取引の停止および口座閉鎖）

次の各号に該当した場合は信用取引の停止または信用取引口座を閉鎖させていただきますことがあります。

- ① 長期にわたり無債務（信用建玉が無い状態）が継続した場合
- ② 前条の「回答書兼同意書」の差入れが著しく遅延した場合
- ③ 第3条に定める口座開設基準を満たさなくなった場合
- ④ 当社が信用取引の継続が適当でないと判断した場合

第25条（約款の変更）

当社は、本約款の内容を変更する場合は、お客様にその変更事項を書面にてご通知いたします。この場合、所定の期日までに異議のお申出がない場合は、その変更に同意されたものとさせていただきます。

2. 変更内容がお客様の従来の特権を制限する、もしくはお客様に新たな義務を課すものでない場合、またはその変更が軽微である場合は、電子メール、ホームトレード掲示板またはウェブサイト上への掲載等による通知に代えることができるものとします。

付 則

平成20年 2月 25日 改正